

令和 6 年度
仙台市生活衛生関係事業実施結果

令和 7 年 9 月

仙 台 市

令和 6 年度 仙台市生活衛生関係事業実施結果

【概要】

生活衛生関係事業は、市民が安心して安全な日常生活を送れるよう、「生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策」、「市民生活に係る良好な生活環境の確保対策」、「飲用水の安全確保対策」の三つを柱に施策を展開してきた。

「生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策」

○監視結果

令和 6 年度計画の対象施設別監視目標を概ね達成した。公衆浴場等の入浴施設において 230 検体の採水検査を実施し、計 14 検体の不適合を確認し、改善指導を行った。

○講習会、組合連携

営業者による自主衛生管理の推進を図るため、旅館業、理容業、美容業の衛生講習会を実施するとともに、生活衛生営業指導センターと情報交換を行った。

「市民生活に係る良好な生活環境の確保対策」

○相談対応

ねずみ、害虫に関する相談は 1,123 件あり、そのうちハチに関する相談が約 8 割を占めた。

○市民啓発

ねずみ、衛生害虫対策の啓発事業として各区役所庁舎においてパネル展示を開催した他、市政だよりや市ホームページでの情報発信を行った。

「飲用水の安全確保対策」

○貯水槽水道指導

法令に基づく定期検査において、0.3%（指摘数 21 件/施設数 8,317 件）の貯水槽水道で特に衛生上の問題ある状況が確認され、改善指導を行った。

○定期検査受検指導

貯水槽水道の管理水準を向上させるため、定期検査の周知、受検指導を行った。令和 6 年度の受検率は簡易専用水道で 87.8%、簡易専用小水道で 66.3%だった。

○専用水道指導

令和6年度計画に基づき指導を行い、監視目標を概ね達成した。

その他、健康被害未然防止を目的とした家庭用品安全確保対策、補助金交付事業による一般公衆浴場（銭湯）確保対策、住宅宿泊事業における適正運営対策等を実施した。

I 生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策

1. 生活衛生監視指導

(1) 対象施設

生活衛生関係営業施設等の内訳は、表1のとおりである。

表1 生活衛生関係営業施設等（令和6年度）

業種	年度末施設数	新規許可 ・確認数	廃止数
興行場	46	0	1
旅館業	221	12	15
公衆浴場	102	3	4
理容所	804	21	33
美容所	2,041	121	81
クリーニング所 (無店舗取次所を除く)	515	2	24
温泉利用施設	325	28	31
浴用	325	28	31
飲用	0	0	0
遊泳用プール	48	0	1
専用水道 ^{※1}	49	0	1
貯水槽水道施設等 ^{※2}	8,351	50	59
簡易専用水道 ^{※2}	3,764	21	33
簡易専用小水道 ^{※2}	2,018	13	13
5m ³ 以下受水槽水道 ^{※2}	2,535	15	11
小規模水道 ^{※2}	31	1	1
30人未満水道 ^{※2}	3	0	1
特定建築物	740	5	6
化製場等・畜舎	92	6	3
化製場等	0	0	0
畜舎	92	6	3
コインランドリー	185	1	0

※1：国が設置する施設（1ヶ所）を除く

※2：簡易専用水道（水道法）は特定建築物（建築物衛生法）の該当施設を含む。他の貯水槽水道施設等は特定建築物を含まない。

(2) 監視結果

対象施設の監視指導は、概ね監視目標を達成した（表2）。

表2 監視状況

	対象施設	監視目標 (%) (監視件数/施設数)	監視結果 (%)	監視件数 /全施設数
営業六法施設	興行場	100	85	39/46
	旅館業施設	100	111	245/221
	公衆浴場	100	118	120/102
	理容所	33	30	239/804
	美容所との 重複開設施設	100	117	7/6
	美容所	33	32	661/2,041
	理容所との 重複開設施設	100	117	7/6
営業六法以外の生活衛生関係施設	クリーニング所 (無店舗取次所を除く)	—	18	93/515
	工場 ^{※1}	100 ^{※1}	104	93/89
営業六法以外の生活衛生関係施設	温泉利用施設	100 (施設数として100%)	126	409/325
	遊泳用プール	100	117	56/48
	専用水道	100	104	51/49
	貯水槽水道施設等	—	3	267/8,351
	管理不適施設 ^{※2}	100	95	20/21 ^{※3}
	特定建築物	10	9	63/740
	化製場等・畜舎	50(犬舎) 100(その他の施設)	62 96	40/65 26/27
コインランドリー	— ^{※1}	16	29/185	

※1:工場*、コインランドリーは2年度毎に全施設監視（令和6年度は工場全施設監視）。

工場*:クリーニング所のうち洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所（取次所）を除いた施設。

※2:登録検査機関の定期検査等で水の供給について特に衛生上の問題が確認され、立入調査が必要な施設

※3:設置者から保健所に報告のあった施設

(3) 重点監視指導

衛生確保を図る上で、特に重点的な対策が必要な事項として、次のとおり監視指導を実施した。

① 公衆浴場、旅館業施設等におけるレジオネラ症等感染症防止対策等

公衆浴場、旅館業施設の入浴施設及び遊泳用プールに対し管理が適正に行われているか確認するため、レジオネラ属菌等の行政検査を実施し、結果に基づく改善指導を行った（表3、4）。

レジオネラ症等感染症防止対策として、施設休止後の再開時も含めた適切な消毒方法、管理方法についてパンフレット、ホームページ等での周知啓発を行った。

表3 公衆浴場及び旅館業施設の浴槽水等水質検査実施状況

検査実施 延検体数	不適合 延検体数	不適合項目内訳							
		色度	濁度	pH 値	全有機 炭素 (TOC) の量	過マンガ ン酸カリ ウム消費 量	大腸菌 群	大腸菌	レジオネ ラ属菌
230	14	2	0	0	3	0	0	0	9

表4 プール水の水質検査実施状況

検査実施 延検体数	不適合 延検体数	不適合項目内訳						
		pH 値	濁度	過マンガ ン酸カリ ウム消 費量	大腸菌	一般細菌	総トリハ ロメタン	レジオネ ラ属菌
106	4	0	0	0	0	0	0	0

② 生活衛生関係営業施設でのノロウイルス等感染症の防止対策

生活衛生関係営業施設の監視指導時にノロウイルス等の感染症防止対策に関する周知啓発や、消毒方法、換気方法等について指導、助言を行った。

③ 生活衛生関係営業施設等での適正な営業、自主衛生管理の指導

(1) 旅館業施設における善良風俗の保持及び衛生管理等の指導

旅館業施設に対し監視指導や改正旅館業法に関する情報提供を行うとともに、「仙台市ラブホテル等指導要綱」（昭和59年）に基づき、良好な生活環境の保全と青少年の健全育成を図るため、旅館業施設の営業に係る事前指導を行った（表5）。

表5 旅館業施設の営業計画届出状況

営業計画届出件数	12
ラブホテル類似施設に該当しない旅館・ホテル等	12

(2) 理・美容所の衛生指導

消毒啓発パンフレット等を活用して監視指導を行った。なお、各区において集合方式又は Web での衛生講習動画の配信にて衛生講習会を開催し、器具の衛生管理やまつ毛施術、染毛剤使用の注意点等について周知、指導を行った。

(3) クリーニング所等の指導対策

クリーニング所（工場）に対して立入検査を実施し、洗濯物の適切な取扱いや、指定洗濯物に対する適切な消毒の実施、有機溶剤の適切な管理等について指導等を行った。また、必要に応じ、コインランドリー施設の衛生管理、機器の状況等についての調査を行い、設置者等に対し助言指導を行った。

(4) 特定建築物の衛生指導

建築計画等のある特定建築物については、着工前に事前協議を行い、建築物における衛生的環境の確保のための指導を行った。また、現地での管理状況の確認が必要と判断された施設については、立入検査を実施し、必要な指導等を行った。その他、施設の維持管理状況に関する報告書を徴収し、その報告内容に応じて適切な指導を実施した（表6）。

表6 特定建築物指導状況

施設数 740 施設	事前指導件数	16
	立入検査施設数	63
	(うち冷却塔水の採水検査数)	(15)
	管理状況報告書提出数	308

なお、特定建築物の良好な衛生的環境を確保するため、全施設を対象とした建築物環境衛生管理講習会をオンライン配信にて開催した。

(講習内容)

- ①「特定建築物の衛生管理、立入検査結果等について」
- ②「総合的有害生物管理に基づくそ族昆虫対策について」

講師：公益社団法人 日本ペストコントロール協会
技術委員 元木 貢 氏

2. 営業者等による自主衛生管理の推進

(1) 衛生教育の推進

生活衛生関係営業者等に対し、衛生講習会、パンフレット、ホームページ等で周知啓発を行うとともに、自主点検の実施について指導、助言し、営業者による自主衛生管理の推進を図った。

また、全市の旅館業営業者を対象に旅館業衛生講習会をオンライン配信にて開催し、改正旅館業法に関する情報提供や衛生指導を実施した。

(講習内容)

- ①「旅館業法関連法令の改正及び衛生管理」
- ②「障害のある方への「合理的配慮」について」

(2) 生活衛生同業組合との連携

生活衛生同業組合との連携により、組合員に対する研修会、衛生講習会等において衛生思想の普及啓発、情報提供を行い、自主衛生管理の推進を図った。

(3) 各種表彰制度の推進

生活衛生関係営業施設の衛生水準の向上及び衛生思想の普及啓発を図るため、施設の衛生管理が優良で、他の模範となる生活衛生優良施設及び生活衛生の向上に積極的に協力し、組織の育成強化に携わっている生活衛生功労者を市長及び保健所長より表彰した（表7）。

表7 仙台市公衆衛生関係功労者等一覧（生活衛生）

仙台市公衆衛生関係功労者等表彰		仙台市保健所公衆衛生関係功労者等表彰	
生活衛生功労者	4	生活衛生功労者	3
生活衛生優良施設	1	生活衛生優良施設	6

II 市民生活に係る良好な生活環境の確保対策

1. 健康で快適な生活環境の確保対策

(1) ねずみ・衛生害虫対策

①ねずみ対策

住居で被害等を受けた市民に対し、ねずみが生息しにくい環境づくりについて助言し、サンプルとして必要最小限の駆除剤を配付した。

ねずみ駆除剤配付件数：25件

②衛生害虫対策

下水道未整備地域等の希望者に対し、便槽、排水側溝等を発生源とするハエ、蚊等の防除対策について助言し、サンプルとして必要最小限の殺虫剤を配付した（環境や健康への影響が少なく、毒物・劇物、医薬品、農薬等に該当しないもの）。

殺虫剤配付件数：7件

(2) 宅地用空き地の雑草繁茂相談対応

「仙台市空き地における雑草の除去に関する条例」(昭和63年条例第38号)に基づき、雑草の繁茂による相談のあった宅地用空き地所有者等に対し、空き地を適正に管理するよう指導した(表8)。また、市政だより及びホームページ等により、宅地用空き地の除草について広く周知した。

表8 宅地用空き地適正管理指導件数

苦情受理件数	延指導件数	除草実施件数
351	391	257

(3) スズメバチ等の営巣駆除相談対応

スズメバチなどの営巣駆除相談について適切な対応方法の助言、ホームページ等による周知を実施した。

(4) 都市水害発生時等における防疫体制の確保

「仙台市都市水害発生時における防疫対策実施要領」(平成13年)に基づき、各区および総合支所において逆性石ケン等の消毒用薬剤の備蓄を図り、都市水害、床上浸水等の被害を受けた住宅に対しての適切な消毒方法の助言、消毒用薬剤の速やかな配付ができる体制を維持した。

なお、当該要領及び(一社)宮城県ペストコントロール協会と締結した「水害時における防疫活動の協力に関する協定書」(平成28年)に基づく消毒作業の実施に至った事例は無かった。

2. 住居衛生対策

シックハウスやダニアレルギーに関する市民からの相談に対し、必要に応じて簡易測定を実施し、こまめな換気や清掃等による住居環境の具体的な改善方法を助言した(表9)。

表9 シックハウス及びダニアレルギー市民相談件数

シックハウス		ダニアレルギー	
相談件数	簡易測定箇所数 (VOC等)	相談件数	簡易測定箇所数 (抗原量)
3	0	1	0

さらに、市民が市有施設等を安心して使用できるように、「施設管理者が行う市有施設における揮発性有機化合物等の室内濃度測定に関する事務手続要領」（平成19年）に基づき、新築・改築等を実施した市有施設について揮発性有機化合物（VOC）等濃度測定を実施し、検査結果を施設と情報共有するとともにホームページで周知した。

市有施設揮発性有機化合物（VOC）等濃度測定検査実施数：33 延施設

3. 住民自身による良好な生活環境の確保の推進

(1) 市民啓発・衛生教育の推進

① 市民啓発・衛生教育

市政だよりやホームページを利用し、良好な生活環境の確保に関する情報について市民への広報に努めた（表10）。また、各区役所で6月4日の「ムシの日」にあわせてパネル展示を行った（表11）。

表10 広報実施状況

広報媒体	内容
市政だより	スズメバチの注意喚起
	虫の日パネル展開催のお知らせ
	環境衛生整備改善機器等の整備補助
	宅地用空き地の管理
	ねずみ防除対策
	ダニアレルギー・シックハウス相談
ホームページ	スズメバチ、ねずみ、アタマジラミ、ダニアレルギー、シックハウス、宅地用空き地の管理、貯水槽の衛生管理など

表11 虫の日パネル展示実施状況

日程	場所
6月3日～6月21日	各区役所

②市民相談対応

ねずみ・衛生害虫等に関する市民からの相談に適切に対応するとともに（表 12）、必要に応じて拡大鏡や顕微鏡等を用いて簡易な鑑別・同定等を行い、適切な対処方法や駆除方法等を助言した。

表 13 市民相談対応件数

ネズミ	ハエ	カ	バ	シラミ	ゴキブリ	ダニ	ハチ	チャタテムシ	その他	計
137	1	2	0	2	1	1	874	0	105	1,123

生活環境苦情等に関わる相談件数は、表 13 及び表 14 のとおりであった。相談内容に応じ、関係部局との連携を図りながら、必要な助言等を行った。

表 13 公害苦情受理件数

騒音	振動	ばい煙	汚水	悪臭	その他
0	0	0	0	1	0

表 14 生活環境苦情等処理状況

雑草苦情件数 (宅地用空き地以外)	その他の苦情等 相談件数
147	837

(2) 動力草刈機等整備補助

「仙台市環境衛生改善機器等整備補助金交付要綱」（昭和 53 年）に基づき、地域の環境改善活動を行っている町内会等に対し、動力草刈機の整備費用の一部補助を行った（表 15）。

表 15 環境衛生改善機器等整備補助実施状況

動力草刈機の整備補助	
町内会等団体数（台数）	36（55）
補助総額	1,000 千円

(3) 河川愛護活動等支援

市域内の河川・水路の美化活動に取り組み、地域の住環境の維持・保全に大きく貢献している河川愛護団体の事務局を担い、活動を支援した（表 16）。

表 16 河川愛護団体の活動状況

河川愛護団体の名称	主な活動	事務局
北部地区梅田河川環境美化推進協議会	河川清掃、役員会、総会、 総会(仙台市河川愛護会)	青葉区衛生課
北部広瀬川愛護推進協議会	河川清掃、役員会、総会、 総会(仙台市河川愛護会)	
東部地区梅田河川環境浄化推進協議会	河川清掃、役員会、総会、 総会(仙台市河川愛護会)	宮城野区衛生課
藤川河川愛護会	河川清掃、三役会、総会、 総会(仙台市河川愛護会)	
仙台南地区広瀬川環境美化推進協議会	河川清掃、役員会、総会、 総会(仙台市河川愛護会)	若林区衛生課 太白区衛生課
郡山堀浄化運動推進協議会	河川清掃、役員会、総会、 総会(仙台市河川愛護会)	太白区衛生課
秋保地区名取川河川愛護会	河川清掃、役員会、総会、 総会(仙台市河川愛護会)	秋保総合支所 保健福祉課

Ⅲ 飲用水の安全確保対策

1. 専用水道、貯水槽水道施設及び飲用井戸水等の適正管理指導

「水道法」(昭和 32 年法律第 177 号)に基づく専用水道、簡易専用水道、「簡易給水施設等の規制に関する条例」(昭和 50 年宮城県条例第 14 号)に基づく簡易給水施設及び「仙台市小規模簡易給水施設指導要綱」(平成 12 年 3 月 23 日市長決裁告示第 243 号)に基づく小規模簡易給水施設に対し、立入検査等を実施して管理状況の確認及び指導を行った。また、登録検査機関が実施する管理状況に関する検査(定期検査)を受検していない施設に対して文書等による受検指導を実施した。令和 6 年度の定期検査受検率は簡易専用水道で 87.8%、簡易専用小水道で 66.3%であった。なお、その結果が特に衛生上問題のある場合には立入検査等を実施の上、改善指導を行った(表 2)。

井戸水等は周辺からの汚染を受けやすいため、飲用には供せず、雑用水として使用することをホームページ等で周知した。

なお、自己水源等を有する専用水道や小規模水道等のうち、必要に応じて原水や飲用水の水質検査を実施し、衛生管理の指導等を実施した(表 17)。

表 17 水道施設の水質検査実施状況

	専用水道 (自己水源施設等)	小規模水道等 (自己水源施設)
水質検査件数(飲用水)	0	24
水質検査件数(原水)	3	4

IV その他の事業

1. 家庭用品安全確保対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 112 号）に基づき定められた家庭用品による健康被害を未然に防ぐため、市内に流通している乳幼児用衣類等の試買検査を実施した結果、基準違反はなかった（表 18）。また、ホームページ等で家庭用品の使用方法について周知を図った。

表 18 家庭用品試買検査実施状況

検査項目	試買品名	件数	違反
ホルムアルデヒド	繊維製品（乳幼児用を含む）、接着剤等	75	0
有機水銀化合物	繊維製品（衣類等）、くつクリーム等	2	0
トリフェニル錫化合物	くつクリーム、繊維製品（衣類等）等	5	0
トリブチル錫化合物	くつクリーム、繊維製品（衣類等）等	5	0
メタノール	家庭用エアゾル製品（消臭スプレー等）	2	0
テトラクロロエチレン	家庭用エアゾル製品、家庭用洗剤	2	0
トリクロロエチレン	家庭用エアゾル製品、家庭用洗剤	2	0
	合計	93	0

2. 一般公衆浴場（銭湯）確保対策

市民の日常生活に不可欠な一般公衆浴場（銭湯）を安定的に確保するため、「仙台市公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱」（昭和 58 年）に基づき、施設の運営費用や設備改善費用の一部補助を実施した（表 19）。

表 19 一般公衆浴場（銭湯）への補助状況

項目	対象施設数	補助額	備考
運営資金補助	3	900 千円	300 千円×3 施設
設備改善補助	1	300 千円	重油（廃油）及びガス燃焼施設更新 1 施設

3. 住宅宿泊事業の適正運営対策

住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業について、相談対応、届出受付、事業実績報告の徴収、適正管理指導を行った（表 20）。また、法の枠組みを超えて宿泊サービスを提供することがないようホームページ等での周知啓発、継続的な監視を行うとともに、疑いのある施設については指導を行った。

表 20 住宅宿泊事業法の届出件数等

年度末施設数	45
新規届、変更届、廃止届件数	新規 7、変更 1、廃止 1
相談対応件数	22
住宅宿泊事業の事業実績報告件数	244
指導件数	3

4. 健康危機管理対応

レジオネラ症等、感染症法に基づく発生届の関連調査として、感染症担当部署と連携し、生活衛生関係営業施設等における感染症発生の未然防止及び拡大防止のための周知等を行った。

また、高病原性鳥インフルエンザ対策として「死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザ調査の作業手順書」(令和6年10月改訂)に基づき、庁内関係部局及び関係機関と連携して死亡野鳥の調査等に従事した。

5. 環境衛生監視員の資質向上

(1) 内部研修

業務に必要な専門知識の習得及び監視指導技術の向上等を図るため、業務経験に応じた研修を実施した(表 21)。

表 21 内部研修実施状況

研修名	対象	回数
生活衛生関係業務説明会	初任期	1回
生活衛生関係業務研修会	初任期～中堅期	3回
新任環境衛生監視員向け業務研修会	初任期	3回

(2) 派遣研修

高度な専門知識や職務遂行に必要な技術を習得するため、国、他自治体等の研修会等へ参加した(表 22)。

表 22 派遣研修参加状況

分野	主な研修名（主催）
営業六法・ 監視指導	生活衛生関係技術担当者研修会（厚生労働省）
	東北ブロック食品衛生・環境衛生監視員研修会（全国食品衛生監視員協議会・全国環境衛生職員団体協議会東北支部）
	環境衛生監視指導研修（国立保健医療科学院）
	生活衛生関係営業指導職員研修会（（公財）全国生活衛生営業指導センター）
	保健所環境衛生監視員講座（（一財）日本環境衛生センター）
	東京都環境衛生監視員研修（東京都）
	全国環境衛生職員団体協議会関東ブロック会研究発表会（全国環境衛生職員団体協議会）
水道関係	各市水道衛生担当者実務研修会（宮城県）
	専用水道・簡易専用水道担当者研修会（（一社）全国給水衛生検査協会）
	水道水質精度管理に関する研修会（環境省）
建築物衛生	建築物環境衛生管理全国大会（（公財）日本建築衛生管理教育センター）
そ族昆虫	ねずみ駆除協議会研修会（ねずみ駆除協議会）
	防除技術研修会・感染症対策講習会（（公社）日本ペストコントロール協会）
その他	生活と環境全国大会（（一財）日本環境衛生センター）
	住まいと健康研修（国立保健医療科学院）